

平成27年度当初予算知事査定ヒアリング資料

部局名：教育委員会

順番	細事業名	事業費	ページ
1	スクールカウンセラー等活用事業費	221,846	1
	高等学校等進学支援事業費	4,000	11
	ライフプラン教育総合推進事業費	3,131	17
合 計		228,977	

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 生徒指導課

1 事業概要

細事業名	スクールカウンセラー等活用事業			区 分	継続
施策	221	学力の向上			
	22104	学びを支える環境づくりの推進			
基本事業	目標項目	26年度実績値	27年度目標値		
	1,000人あたりの暴力行為発生件数		3.0件以下		
選択・集中					
重点化施策					
根拠 (法令等)					
予 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
算額 (千円)	予算額	160,803千円	160,087千円	221,626千円	221,846千円
等	決算額 (千円)	189,878千円	153,222千円	146,929千円	
事業の目的	<p>〈スクールカウンセラー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーの配置を通して、いじめや不登校など、児童生徒の心の在り方と深いかかわりがある問題に対応できる学校カウンセリング体制を構築し、児童生徒の健全な心の育成を図ります。 <p>〈スクールソーシャルワーカー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不登校やいじめ、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等の対応や、貧困をはじめとした家庭環境が背景にある児童生徒を支援するため、スクールソーシャルワーカーを活用し、社会福祉等の専門的な知識・技術による支援や福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用し、問題行動等の未然防止、早期解決につなげます。 ●高等学校における不登校や中途退学の解決に向け、スクールソーシャルワーカーを重点校（6校）に定期的に派遣し、関係機関等との連携による環境整備を図ることにより、生徒の学習意欲の喚起につなげます。 <p>〈学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貧困をはじめとした家庭環境が背景にあるケース等について、児童生徒や保護者の状況を学校やスクールカウンセラーが把握し、スクールソーシャルワーカーが学校や保護者と福祉等の関係機関をつないだり、つなぎ直しをしたりすることで、それぞれの家庭に寄り添った支援体制を構築し、問題解決を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ●多様な人材確保により、児童生徒に対してきめ細やかな対応が可能となり、ひいては、教職員の負担軽減を図ります。 				

事業目標	<p>〈スクールカウンセラー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーを全中学校区に配置 ●スクールカウンセラーに対するスーパーバイザー1名を県庁に配置 <p>〈スクールソーシャルワーカー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スクールソーシャルワーカー8名を県庁に配置
前年度から の変更点	<ul style="list-style-type: none"> ●『学びの環境づくり支援事業』に係るモデル中学校区の成果を生かし、スクールカウンセラーの中学校区配置を全県的に進め、校区内での弾力的な運用を通じて、小学校から中学校への途切れのない支援を行い、不登校及びいじめや暴力行為等の問題行動に対して、未然防止、早期発見・早期対応を推進します。 ●児童生徒の問題行動や不登校の背景の一つとして、貧困をはじめとする家庭的な要因が挙げられるため、スクールカウンセラーと連携したスクールソーシャルワーカーの派遣拡充に努めたい。
事業の必要性 と期待される効果	<p>〈スクールカウンセラー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各学校や中学校区へスクールカウンセラーを配置することを通して、学校教育相談体制のより一層の充実が図られます。特に、小学校からスクールカウンセラーを活用できる環境を整えることにより、増加傾向にある小学校の不登校や暴力行為等の問題行動の未然防止や早期対応など事態の悪化防止につながります。 ●感情や情緒面等からくる不登校や中途退学等の課題の解決、生徒の心身の安定に効果があがります。 ●児童生徒にとって、相談しやすい体制の整備が進み、学校におけるいじめ等の防止や、その解決を図る機能の充実とともに、児童生徒、教職員、保護者等のカウンセリングに対する認識が高まります。 <p>〈スクールソーシャルワーカー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉的なアプローチが必要な家庭への支援を積極的に行うことで、児童生徒の学習環境が整備されるとともに、いじめ問題に組織的に対応できる学校内外のネットワークづくりが進みます。 ●福祉や就労に係る外部機関との連携強化や、教育相談体制の充実・活性化が図られます。そのことにより、問題行動の未然防止及び不登校、中途退学が減少します。 ●学校だけでは対応することが困難な貧困等家庭的な問題を抱える児童生徒を支援するため、スクールソーシャルワーカーがスクールカウンセラーとともに関係機関と連携し、チームとして支援を行うことにより、問題の早期解決を図ります。 <p>〈学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーの小学校配置を進めたことによって、小学校における相談件数が大幅に増加しており、保護者や教職員の相談ニーズに対応することで、貧困家庭の児童生徒を早期の段階で把握することにつながります。 ●スクールソーシャルワーカーについても支援対象児童生徒数及び、訪問学校回数が年々増加するなど、必要性が高まっています。スクールソーシャルワーカーを1名増員する

ことで、児童生徒の家庭環境等をふまえた指導体制の充実が図られ、貧困家庭の児童生徒を早期の段階で福祉等の関係機関につなぎ、問題解決を図ります。

2 取組詳細

取組概要	<p>〈スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策〉</p> <ul style="list-style-type: none">●小中高等学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員との相談を通じて、児童生徒の健全な心の育成を図ります。中学校区を1単位として全中学校区にスクールカウンセラーを配置することにより、途切れのない支援とスクールカウンセラーの効果的な活用を図ります。●県教育委員会にスクールソーシャルワーカーを1名増員し、8名配置とし、学校や市町等教育委員会からの要請に対する派遣等を通して、児童生徒の問題行動等に対応します。●不登校や中途退学の解決や未然防止に向け要請校への派遣に加え、県立高等学校重点校(6校)にスクールソーシャルワーカーを定期的に派遣し、福祉等の関係機関や若者就業サポートステーションと連携して、ケース会議等での指導、助言や必要に応じた家庭訪問を実施します。●校内におけるケース会議等において、スクールソーシャルワーカーがスーパーバイザーとして指導助言を行います。●学校だけでは対応が困難な貧困等家庭的な問題を抱える児童生徒を支援するため、心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが、関係機関等との連携のもと、チームとして支援を行うことにより、問題の早期解決を図ります。
------	--

取組内容等

(1) スクールカウンセラー配置事業 190,791千円(127,202千円)

- 小中高等学校へスクールカウンセラーを配置し、学校教育相談体制の充実を進めます。
- 中学校区にスクールカウンセラーを配置することにより、小学校から中学校への途切れのない支援を行うとともに、中学校区での教育相談体制の充実を図ります。
- スクールカウンセラーは、児童生徒、保護者を対象にカウンセリングを行うとともに、必要に応じて専門的立場から教職員に助言・援助を行います。
- 学校やスクールカウンセラーが把握した子どもの実態から、貧困をはじめとした家庭環境が背景にあるケース等について、スクールソーシャルワーカーとの連携による問題解決を図ります。
- スクールカウンセラー配置校は、生徒指導体制におけるスクールカウンセラーの位置づけ、教職員との情報の共有、及びスクールカウンセラーから教職員への助言・援助の在り方等について、調査研究を行います。
- 学校や児童生徒への効果的な支援に係る内容の研修会を年に3回実施し、スクールカウンセラーの資

質と対応力の向上を図る。

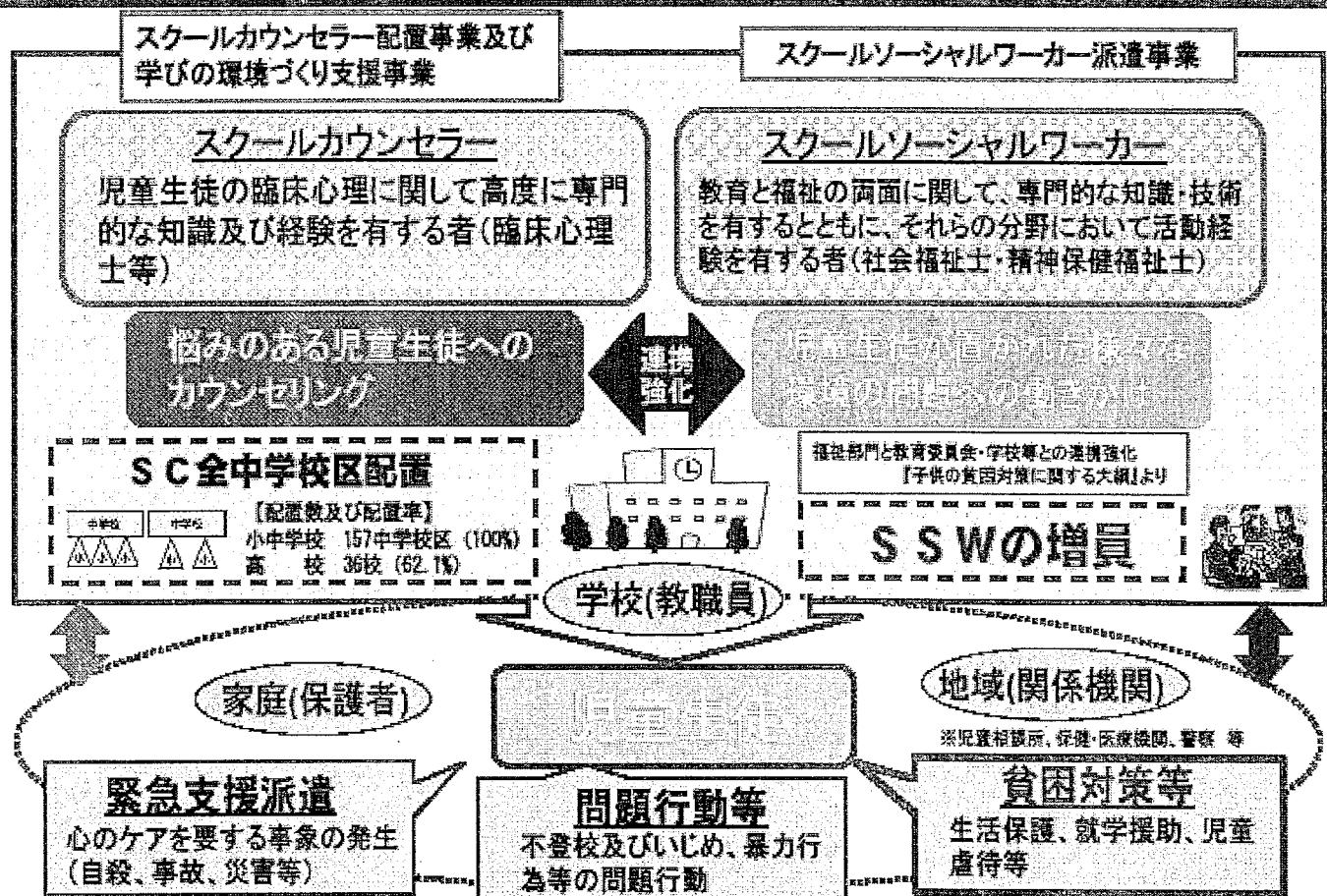
- スーパーバイザーを1名、県庁に配置し、スクールカウンセラーへのスーパーバイズと緊急時の対応を行う。

(2) スクールソーシャルワーカー派遣事業 31,055千円(20,774千円)

- スクールソーシャルワーカーを県教育委員会に配置し、児童生徒の問題背景を整理し、関係機関との連携調整をすることで、各機関の効果的な支援を行います。
- スクールソーシャルワーカーは、小中学校、県立学校における福祉的なアプローチが必要な事案に対して、具体的な指導助言を行います。
- 不登校や中途退学の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを県立高等学校6校に定期的に派遣して、指導助言を行います。
- スクールソーシャルワーカーは、福祉等の関係機関や若者就業サポートステーションと連携して、ケース会議等で指導助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を実施します。
- 学校だけでは対応が困難な貧困等家庭的な問題を抱える児童生徒を支援するため、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用し、問題の早期解決を図ります。

「児童生徒の問題行動に対する早期対応」

- 社会的な背景により多様な課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実させていくためには、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)など、心理及び福祉等の専門性や経験を有する人材を学校に配置または派遣し、教員と連携を図り、学校だけでは解決が困難な事案に対して適切な支援を行う。



平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 生徒指導課

1 事業概要

細事業名	スクールカウンセラー等活用事業			区分 継続
施策	221	学力の向上		
	22104	学びを支える環境づくりの推進		
基本事業	目標項目	25年度実績値	27年度目標値	
	1,000人あたりの暴力行為発生件数	4.7件	3.0件以下	
選択・集中				
重点化施策				
根拠 (法令等)				
予算年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
算額 (千円)	予算額 160,803千円	160,087千円	221,626千円	
等 決算額 (千円)	189,878千円	153,222千円	146,929千円	
事業の目的	<p>●スクールカウンセラーの配置を通して、いじめや不登校など、子どもの心の在り方と深いかかわりがある問題に対応できる学校カウンセリング体制を構築し、子どもの健全な心の育成を図ります。</p> <p>また、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等へ対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用したりして援助を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを効果的に活用します。</p> <p>さらに、不登校や中途退学の解決に向け、スクールソーシャルワーカーを県立高等学校6校に配置し、キャリアパスの再構築を通じて生徒の学習意欲の喚起につなげます。</p>			
事業目標	<p>●いじめや不登校などの、未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、学校教育相談体制の充実を目指します。</p> <p>●スクールソーシャルワーカーを県立高校6校に配置し、不登校や中途退学等の課題の解決や未然防止を図ります。</p>			
前年度から の変更点				

事業の必要性と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラー等を配置・派遣することを通して、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を進めます。 ●各学校や中学校区へスクールカウンセラー等を配置・派遣することを通して、各学校及び中学校区の学校教育相談体制の充実を図ります。 ●県立高校の不登校や中途退学等の課題の解決や未然防止に向け、福祉や就労に係る外部機関との連携強化や教育相談体制を充実させる取組が求められています。 ●児童生徒にとって、相談しやすい体制の整備が進み、学校におけるいじめ等の発生を防いだり、その解決を図る機能が充実したりするとともに、児童生徒、教職員、保護者等のカウンセリングに対する認識が高まります。 ●福祉的なアプローチが必要な家庭への支援を積極的に行うことで、児童生徒の学習環境が整備されるとともに、いじめ問題への組織的に対応できる学校内外のネットワークづくりが進みます。 ●関係機関との連携が進むとともに教育相談体制の充実・活性化が図られます。そのことにより、問題行動の未然防止及び不登校、中途退学が減少します。
----------------	--

2 取組詳細

取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ●小中高等学校にスクールカウンセラーを配置し、その効果的な活用を通して、児童生徒の健全な心の育成を図ります。 ●中学校区を1単位としてスクールカウンセラーを配置することにより、途切れのない支援とスクールカウンセラーの効果的な活用を図ります。 ●県教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、その効果的な活用を通して、児童生徒の問題行動等へ対応します。 ●不登校や中途退学の解決や未然防止に向け県立高等学校6校にスクールソーシャルワーカーを配置します。 ●福祉等の関係機関や若者就業サポートステーションと連携して、ケース会議等で指導、助言を行うとともに、必要があれば家庭訪問を実施します。 ●校内におけるケース会議等において、スクールソーシャルワーカーがスーパーバイザーとして指導助言を行います。
取組内容等	

(1) スクールカウンセラー配置事業 194,230千円(129,581千円)

- 小中高等学校へスクールカウンセラーを配置し、学校教育相談体制の充実を進めます。
- 中学校区にスクールカウンセラーを配置することにより、小学校から中学校への途切れのない支援を行うとともに、中学校区での教育相談体制の充実を図ります。
- スクールカウンセラーは、児童生徒、保護者を対象にカウンセリングを行うとともに、必要に応じて専門的立場から教職員に助言・援助を行います。
- スクールカウンセラー配置校は、生徒指導体制におけるスクールカウンセラーの位置づけ、教職員との情報の共有、及びスクールカウンセラーから教職員への助言・援助の在り方等について、調査研究を行います。

- スクールカウンセラー等の資質向上のための研修会等を実施します。

(2) スクールソーシャルワーカー派遣事業 27,396千円(18,395千円)

- スクールソーシャルワーカーを県教育委員会に配置し、具体的な事案へ関わるチームの一員として活動します。
- スクールソーシャルワーカーは、小中学校、県立学校における福祉的なアプローチが必要な事案に対して、具体的な指導助言を行います。
- 不登校や中途退学の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを県立高等学校6校に配置して、指導助言を行います。
- 福祉等の関係機関や若者就業サポートステーションと連携して、ケース会議等で指導助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を実施します。

3 中間進捗情報

成果と残された課題

- 児童生徒や保護者との面談の他、事例検討会や校内研修など、各学校の状況に応じて、スクールカウンセラーの活用計画を立て、効果的なスクールカウンセラーの活用に向けて取組を進めています。
- 中学校区の各学校間で連携し、配当時間数を効果的に活用するとともに、兄弟姉妹間など小中学校間の情報共有等を図り、中学校区のスクールカウンセラーとしての機能を果たしています。
- 中学校区としての課題の共有化を図り、小学校段階からスクールカウンセラーの専門的な助言・援助等を活用することにより、不登校やいじめ等の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に努めています。
- 小学校から中学校へのよりスムーズな接続を目指し、中1ギャップ等への対応を図るため、中学校としての教育相談体制のさらなる充実を図っています。
- 各学校からの派遣要請等に基づき、スクールソーシャルワーカーを9月末現在で54校283回訪問して対応を進めています。
- 問題解決のために学校問題解決サポートチームを、8月末現在で小学校6校、中学校14校、高等学校7校に派遣して対応しています。早期に解決するためには問題が複雑化する前に対応する必要があります。
- 高等学校8校にスクールソーシャルワーカーを配置（うち2校は、月1回程度訪問）して、教職員と協力して中途退学、不登校の減少に向けて対応しています。
- スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会を月2回程度実施し、関係機関等との連携を図るとともに、事例検討等を通して対応力の向上を図っています。

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向

〔下半期〕

- 中学校区内における各学校間の連携を深め、各学校の状況等について情報共有を図るとともに、必要に応じて、中学校区内において配当時間を弾力的に活用します。
- スクールカウンセラーが、教員や保護者と一層連携を図り、小学校段階から専門的な助言・援助等を行うことができるよう、資質向上のための研修会を開催したり、スクールカウンセラーへのスーパーバイ

ズを行ったりするなど効果的な活動に向けて支援を行います。

- スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会の内容をより充実させ、関係機関との連携を図るとともに、各自の事例検討等を通して、より実践的な研修を行います。
- 市町等教育委員会との連携のもと、問題行動等が起こっている小中学校への支援を進めます。
- 高等学校8校に配置しているスクールソーシャルワーカーの取組について、具体的な成果と課題を検証し、次年度の取組につながるような支援を行います。

〔翌年度〕

- 中学校区としての課題の共有化を図り、小学校段階からスクールカウンセラーの効果的な活用を図ることにより、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。
- 小中学校間の丁寧な引き継ぎや新入生への意図的な面談等の取組を行うなど、小学校から中学校へのよりスムーズな接続を目指し、中1ギャップ等への対応を図るため、中学校区としての教育相談体制のさらなる充実を図ります。
- 高等学校8校に配置しているスクールソーシャルワーカーについて、次年度以降も継続して配置し、中途退学や不登校などの問題行動の未然防止、早期発見・早期対応の取組の充実を図ります。
- 市町等教育委員会や学校との連携のもと、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を図ることにより、児童生徒の学習環境が整備されるとともに、学校内外のネットワークづくりを充実させることで、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応をより一層図っていきます。
- スクールカウンセラー、生徒指導特別指導員及びスクールソーシャルワーカーの連携による計画的、実行的な支援を進めます。

4 年間実施結果

取組結果

※年間の取組結果（実績）を記載する。

成果と残された課題

(1) 成果

※ 事業目的に照らして、どのような成果が得られたかを記載する。

(2) 課題

※ 事業目的を達成するために、次年度に向けて残った課題を記載する。

※ 効率的・効果的に事業目的を達成するために、事業の実施方法に問題がなかったかを整理する。

見直しの視点

事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
該当なし

総　見直しの方向

	<input type="checkbox"/> 廃止(廃止)	<input type="checkbox"/> 廃止(民営化)	<input type="checkbox"/> 廃止(国へ移譲)	<input type="checkbox"/> 廃止(市町へ移譲)	<input type="checkbox"/> 廃止(休止)
	<input type="checkbox"/> 見直し・縮小(要改善)	<input type="checkbox"/> 統合化(要改善)	<input type="checkbox"/> 終期設定(要改善)	<input type="checkbox"/> 現行通り	<input type="checkbox"/> 拡充
合 計	民間活力の活用				
	<input type="checkbox"/> 人材派遣	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> PFI等	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	今後に向けて改善のポイントと取組方向				
判 断	<p>(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由</p> <p>※ 見直しの視点・方向、民間活力の活用で該当する項目を選択した理由を記載する。</p> <p>(2) 課題への対応</p> <p>※ 残った課題に対して、次年度に向けて見直すべき取組はないかを検討し、今後の対応を整理する。</p> <p>※ 効率的・効果的な事業実施のために、どのような改善を行う必要があるかを整理する。</p>				

【注1】

- ①各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の5つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に■を記入してください。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)
- ② 上記①の結果を踏まえ、別紙「事務事業見直しの判断基準」のどの観点から事業を見直すかを検証し、「見直しの方向」の該当する項目に■を記入します。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

【注2】 詳細は、別紙「三重県民間活力等活用指針（仮称）」を参照し、あてはまるものに■を記入します（重複可）

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 予算経理課

事業概要

細事業名	高等学校等進学支援事業				区分 継続
施策	221	学力の向上			
	22104	学びを支える環境づくりの推進			
基本事業	目標項目		26年度実績値	27年度目標値	
	1,000人あたりの暴力行為発生件数			3.0件以下	
選択・集中					
重点化施策	重点				
根拠 (法令等)	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則 三重県高等学校等修学奨学金返還免除に関する条例 三重県大学・短大進学支援利子補給金交付要領				
	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額等	予算額 (千円)		418,506	413,065	523,261
	決算額 (千円)	434,899	418,822	403,317	
事業の目的	高校等に合格し、勉学意欲がありながら経済的な理由により進学し修学を続けることが困難な者が、修学を断念することなく、自分の希望した進路を修了まで遂げられることを意図しています。				
事業目標	厳しい雇用・経済情勢のなか、修学意欲がある者が平等な教育の機会を得られるよう、セーフティネットとしての役割を確実に果たすため、一定の要件を満たす者全員が貸与を受けることが出来る予算額や体制を整えます。 また、本格的な償還期に入り、返還者が大幅に増加していることから、確実な返還が行われるように返還金の未収の発生の防止対策や未収金の収入促進対策を講じます。				
前年度からの変更点	少子化対策の一環として、返還猶予の要件に、妊娠・出産・産休・育休に伴う収入の減少の場合を新たに追加します。				
事業の必要性と期待される効果	平成26年度から高等学校等就学支援金と高校生等奨学給付金が実施されることとなり、低所得世帯を中心に教育費の負担軽減のための施策は充実してきていますが、これらの制度だけでは金額的に十分に対応しきれない部分があるため、当該奨学金制度は教育の機会均衡の実現のために、今後も必要性が認められます。また、貸付金の確実な返還を確保することは、奨学金の確実な貸付を安定的に実施していくために重要です。				

取組詳細

取組概要

家計状況に左右されず安心して学業に打ち込める環境をつくるため、経済的な理由による修学困難な者全員に奨学金の貸与を行います。

また、本格的な償還期に入り、返還者が大幅に増加していることから、確実な返還が行われるように、事務処理体制を強化するとともに適切な滞納対策を講じていきます。

取組内容等

(1) 高校・高専奨学金貸付事業

・高校・高専に進学する能力を持ちながら経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸与します。

・返還猶予制度の拡充【4,000千円（4,000千円）】

平成27年度から、「返還猶予」の対象となる要件に、「妊娠、出産又は育児を理由として休業する場合」を追加します。

(2) 大学・短大進学支援利子補給事業

大学・短大への進学に係る入学金及び授業料を納めるため有利子の貸付金を借りた者に対し、利子を補助します。

(3) 高等学校等進学支援事業事務費

奨学金の貸付、利子補給及び貸付金の返還を行うための事務費及び嘱託事務職員人件費（5人）です。また、奨学金返還金未収金を回収するため、債権回収会社への業務委託や、回収困難債権に対する法的手続き等を行います。

三重県高等学校等修学奨学金に係る返還猶予制度の拡充（4,000千円）

【概要】

高等学校及び高等専門学校の生徒に対して無利子で修学のための資金を貸し付ける「三重県高等学校等修学奨学金」には、事情に応じて返還を一時猶予する「返還猶予」の制度があります。
この返還猶予制度の対象に、新たに少子化対策の一つとして「妊娠、出産又は育児を理由として休業する場合」を加えます。

【返還猶予制度について】

通常、三重県高等学校等修学奨学金は、卒業後12年以内に全額を返還することとなっていますが、下記のような事由に該当する場合は、一定期間返還が猶予されます。

- 【例】・短期大学、大学、大学院、専修学校に在学するとき
・災害により被害を受けたとき
・疾病により就労できないとき
・失業したとき 等

猶予期間：在学を理由とした猶予の場合は在学中
その他の理由の場合は1年以内
(事由が継続している場合は最長3年まで延長可)

【新たに創設する返還猶予制度】

○返還猶予の要件に「妊娠、出産又は育児を理由として休業する場合」を加える。

※個人事業主が上記の理由により事業を一時休止する場合を含む。

- ・制度創設の目的：出産、育児期にある返還者の返還を一時猶予することで、経済的な負担を軽減し、少子化対策に資する。
・返還を猶予する期間：子が満3歳になるまで(猶予期間中に次子を出産した場合は、その子が満3歳になるまで)
・想定人数：最大で年間50人程度の利用を想定
(1人当たりの平均年間返還額80,000円×50人=4,000千円程度が収入減となることを見込む)

・これまで貸付金の財源に一部県費を措置しており、国事業移管の奨学金と県独自の奨学金を統合して本奨学金が創設された経緯から、県費投入の姿勢を示すことが必要
・近県においては、貸付金の財源に一定の県費を確保している。

現行の貸与額を確保するためには、県費を財源として、猶予制度導入による収入減分(4,000千円)を措置することが必要

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 予算経理課

事業概要

細事業名	高等学校等進学支援事業				区分 継続
施策	221	学力の向上			
	22104	学びを支える環境づくりの推進			
基本事業	目標項目		25年度実績値	27年度目標値	
	1,000人あたりの暴力行為発生件数		4.7	3.0件以下	
選択・集中 重点化施策					
根拠 (法令等)	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則 三重県高等学校等修学奨学金返還免除に関する条例 三重県大学・短大進学支援利子補給金交付要領				
予算額等	年度 予算額 (千円)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			418,506	413,065	523,261
	決算額 (千円)	434,899	418,822	403,317	
事業の目的	高校等に合格し、勉学意欲がありながら経済的な理由により進学し修学を続けることが困難な者が、修学を断念することなく、自分の希望した進路を修了まで遂げられることを意図しています。				
事業目標	厳しい雇用・経済情勢のなか、修学意欲がある者が平等な教育の機会を得られるよう、セーフティネットとしての役割を確実に果たすため、一定の要件を満たす者全員が貸与を受けることが出来る予算額や体制を整えます。 また、本格的な償還期に入り、返還者が大幅に増加していることから、確実な返還が行われるように返還金の未収の発生の防止対策や未収金の収入促進対策を講じます。				
前年度からの変更点	変更なし。				
事業の必要性と期待される効果	平成26年度から高等学校等就学支援金と高校生等奨学給付金が実施されることとなり、低所得世帯を中心に教育費の負担軽減のための施策は充実してきていますが、これらの制度だけでは金額的に十分に対応しきれない部分があるため、当該奨学金制度は教育の機会均衡の実現のために、今後も必要性が認められます。また、貸付金の確実な返還を確保することは、奨学金の確実な貸付を安定的に実施していくために重要です。				

取組詳細

取組概要

家計状況に左右されず安心して学業に打ち込める環境をつくるため、経済的な理由による修学困難な者全員に奨学金の貸与を行います。

また、本格的な償還期に入り、返還者が大幅に増加していることから、確実な返還が行われるように、事務処理体制を強化するとともに適切な滞納対策を講じていきます。

取組内容等

(1) 高校・高専奨学金貸付事業 501,896 千円 (14,678 千円)

高校・高専に進学する能力を持ちながら経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸与します。

(2) 大学・短大進学支援利子補給事業 827 千円 (827 千円)

大学・短大への進学に係る入学金及び授業料を納めるため有利子の貸付金を借りた者に対し、利子を補助します。

(3) 高等学校等進学支援事業事務費 20,538 千円 (20,495 千円)

奨学金の貸付、利子補給及び貸付金の返還を行うための事務費及び嘱託事務職員人件費（5人）です。また、奨学金返還金未収金を回収するため、債権回収会社に業務を委託します。

中間進捗情報

成果と残された課題*

(成果)

今年度は、予約採用で199名、通常採用で188名を新たに奨学生として採用し、基準を満たす申込者は全て採用できています。また、緊急採用でも7名を採用し、家計の急変等に対応できる体制を整えていきます。

(課題)

奨学金を安定的に継続させるためには、返還金の回収を確実に行っていくことが課題となってきます。平成26年4月に施行された「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき、債権管理を適正に実施する必要があります。

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向*

[下半期]

緊急採用の適切な実施により、家計の急変等があった生徒の支援に対応するとともに、未収金を少なくするよう、債権管理を適正に行います。

[翌年度]

奨学金を必要とする生徒の需要に対応できるよう、十分な予算措置を行うとともに、引き続き適正な債権管理を行います。

年間実施結果

取組結果

成果と残された課題

(1) 成果

(2) 課題

見直しの視点

- 事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
該当なし

見直しの方向

- 総合 廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)
見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) 現行通り 拡充

民間活力の活用

- 合議 人材派遣 委託 PFI等 指定管理者制度 地方独立行政法人 現行通り

今後に向けた改善のポイントと取組方向

判斷

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

三重県高等学校等修学奨学金は、就学支援金や奨学給付金で対応しきれない部分をカバーするための貸付制度であり、今後も有効な修学支援制度として、役割が期待されています。

(2) 課題への対応

奨学金を必要とする生徒の需要に対応できるよう、十分な予算措置を行うとともに、引き続き適正な債権管理を行います。

